

I 計画の概要

～災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策に関する計画～

- 立川市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、立川市防災会議が策定する計画である。令和4年5月に首都直下地震等による東京都の被害想定が10年ぶりに見直され、「首都直下地震等による東京の被害想定」の結果や「東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）」の内容をふまえ、令和6年4月に「立川市地域防災計画」の修正を行った。
- 国は能登半島地震等の状況をふまえ、令和6（2024）年に「防災基本計画」を修正。これを受けて、本市においても「立川市地域防災計画」を修正する。

II 成果と課題

- ◆近年の災害から明らかになった課題を踏まえ、「立川市地域防災計画」の修正を行ってきた。
（成果）避難行動要支援者対策の推進、受援計画の策定、開設段階別風水害時指定避難所と車両による一時的な避難場所の開設などについて見直した。
- （課題）国の「防災基本計画」の反映、能登半島地震を踏まえた対応や近年頻発する都市型水害への対策、帰宅困難者対応計画の修正等が急務となっている。

「防災基本計画」（内閣府・令和6年6月修正）（※太囲みは、立川市において重要と思われる箇所）

■防災基本計画	
災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの	
主な修正項目	令和6年能登半島地震を踏まえた修正
最近の施策の進展等を踏まえた修正	＜令和6年能登半島地震に係る検証チーム＞
○新たな総合防災情報システムの運用開始 ・防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約	○被災地の情報収集及び進入方策 ・車両や資機材の充実・小型化・軽量化 ・無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用 ・海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整 ・道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
○水害対策の強化 ・道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化	○自治体支援 ・派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実 ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 ・自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施 ・在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供	○避難所運営 ・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置 ・避難所における生活用水の確保 ・トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮 ・高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化 ・保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化
関連する法令の改正を踏まえた修正	○物資調達・輸送 ・運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保
＜活動火山対策特別措置法の改正＞	○その他各省庁における振り返り
○活動火山対策の強化 ・火山調査研究推進本部の設置 ・「火山防災の日」を活用した防災知識の普及 ・登山客等を容易に提出できる仕組みへの配慮	○長時間継続する津波の見通し等に関する解説 ○より実態に即した液化化リスク情報の提供
＜医療法の改正＞	※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。
○災害支援ナースの充実・強化	
＜水防法及び気象業務法の改正＞	
○国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施	
＜災害対策基本法施行令の改正＞	
○緊急通行車両確認標章等の事前交付	

III 次期計画の方向性

引き続き、市・東京都及び関係機関並びに市民が一体となってその有する機能を有効に発揮しながら、

市の地域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することをめざす。

主なテーマ

1. 能登半島地震の課題や教訓を踏まえた更新
2. 近年頻発する都市型水害への対策を強化
3. 地震による危険が高い地域に隣接する立川競輪場の避難所としての活用
4. 帰宅困難者対応計画の修正及び各種マニュアルの作成による対策の充実
5. 組織改正を踏まえた災害対策本部事務分掌の改正と計画への反映

IV 次期計画の骨子案

目次	概要
第1部 総論 第1章 計画の策定 第2章 防災機関の業務大綱 第3章 市の概況 第4章 業務継続計画（BCP）の役割	○国や都の政策動向や近年の災害発生状況等を踏まえた本市地域防災計画の計画策定の背景、防災機関の業務大綱や市の概況、業務継続計画（BCP）の役割などを示す。
第2部 防災・減災計画 第1章 計画の主旨、基本的な考え方 第2章 被害想定と減災目標 第3章 市民・地域、事業所等と行政の役割分担 第4章 防災・減災への取り組み 第5章 計画の推進のために	○防災・減災計画の主旨、基本的な考え方を示すと共に、被害想定をふまえた減災目標を実現するために必要な「市民・地域、事業所等と行政の役割分担」、「防災・減災への取り組み」「計画の推進のために」といった具体的な内容を示す。
第3部 応急計画（地震対策編） 第1章 応急活動体制の確立 第2章 災害救助法の適用申請 第3章 情報収集・伝達 第4章 広報・広聴	○地震災害などに対して、市及び関係機関が実施する各対策について組織や態勢、手順など基本的事項を定める。 ○各対策は、大規模地震などが発生した場合を想定して、災害発生から時間経過に沿って整理する。

目次	概要
第5章 広域連携・応援体制 第6章 消防活動 第7章 救助・救急活動 第8章 医療救護 第9章 市民と事業所の役割 第10章 避難対策 第11章 学校等の災害応急措置 第12章 生活支援対策 第13章 帰宅困難者対策 第14章 要配慮者への対応 第15章 行方不明者の捜索・埋火葬 第16章 災害廃棄物処理 第17章 安全確保対策 第18章 ライフラインの応急対策 第19章 災害時の交通規制・緊急輸送体制 第20章 生活安定対策 第21章 災害ボランティア 第22章 河川の応急対策 第23章 危険箇所の対策	
第4部 応急計画（風水害対策編） 第1章 応急活動体制の確立 第2章 情報収集・伝達 第3章 水防活動 第4章 避難対策 第5章 各種応急対策	○風水害の特筆すべき点をまとめ、市及び関係機関が実施する災害対策の活動方針や内容等など基本的事項を定める。 ○特に記載ない事項は、地震対策編を準用する。
第5部 応急計画（大規模火災・鉄道事故・航空機事故・原子力災害・火山対策編） 第1章 大規模火災対策 第2章 鉄道事故対策 第3章 航空機事故対策 第4章 原子力災害対策 第5章 火山対策	○地震災害・風水害以外の災害の特筆すべき点をまとめ、市及び関係機関が実施する災害対策の活動方針や内容など基本的事項を定める。 ○特に記載ない事項は、地震対策編を準用する。

目次	概要
第6部 災害復旧・復興計画 第1章 災害復旧・復興 第2章 地域との協働による復興	○災害により被害を受けた市民の生活再建、事業者の事業再開を早期に行えるよう国等の各種支援策の活用について定める。
第7部 南海トラフ地震等防災対策 第1章 対策の考え方 第2章 東海地震対策の考え方 第3章 防災機関の業務大綱 第4章 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置 第5章 警戒宣言時の対応措置 第6章 市民・事業所等の取るべき措置	○南海トラフ地震等防災対策の考え方を示すと共に、「防災機関の業務大綱」、「注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置」、「警戒宣言時の対応措置」、「市民・事業所等の取るべき措置」といった具体的な内容を示す。
関連資料 防災会議等 防災行政無線 市民防災組織 避難路及び緊急輸送道路 避難所・避難場所・一時滞在施設 備蓄品 支援協定 生活支援・ライフライン等 地震に関する地域危険度 風水害等 原子力災害 その他 立川市地域防災計画策定 市民会議	○地域防災計画に関連する資料を掲載する。